

推奉即位賞功罰罪民安國豐在位五十一年壽七十二嘉熙元年丁酉薨

〔國朝舊章錄八〕琉球國之事略

此國の事、異朝の諸書に見へし處は、此國古よりの事は詳ならず、隋の煬帝の時、朱寛と云者をして異俗を訪求られしに始て此國に至、其詞通せざりしかば、一人を取て歸る、其後に師して再び其國に到らしめて、男女五百人を取て歸る、是此國の名、異朝の書に見へし始也、其後唐宋の時、中國に通せず、大元の時使して招かれしが共來らず、大明の代に及、大祖の洪武の初に貢使をまいらす、其國三ツに分れて、中山、山南、山北の三王有、其後封爵を請しかば、中山山南の二王に鍍金の銀印を賜たり、鍍金とは金をやきつくる事也、此時三王互に争ひ戰しかば、天子其中を和らげ給ひ、山北にも印、并文綺等を賜、六年の事也、本朝後圓融院永德二年三年、公方は鹿苑院殿（足利義滿）の御時に同廿五年中山王察度（王の名也、姓云）其子姪并陪臣の子弟を遣して國學に入、此國昔隋元等の代に攻れども來らず、招けども至らず、然るに大明の代初に自ら來り貢して其國の君臣子弟をして學び、中國に隨ひしが天子其忠順の志を悦び給事大方ならず、恩寵等無きは無り、其位を嗣ぎし時より彼國王代を繼し時に必中國の天子使を其國に遣して冊封せらるゝ例始れり、是長き彼國の例也、巴志が孫王思達景泰の始に代を繼て、程も無く山南山北を討亡して、其國を并せたり、是寶德の頃、公方は東山義政の時也、此國より始て通ぜしも此時也、後ニ見ゆ、是よりして三年に二度中國に進貢する事例は始れり、今も此例の王思連が六代の孫王永が代に當て、日本關白の秀吉の御事、此時高麗陣の頃也、爲に其國亂る、王永程なく卒て、其子王寧代を繼、萬曆三十一年、其國に使を給て冊封有（萬曆は大明第十三王神宗の年號、其三十一年は本朝後陽成院慶長八年、神祖征夷大將軍に被任し年也）、其使歸奏して曰、琉球必倭の爲に困めらるべし、日本の人千計、利刃を挾て其市に出入せりと申き、程なく同三十七年、王寧薩州の爲に捉はれ行、同四十年、王寧使して進貢して歸國の事を申、又日本の爲に市を通せ